

認知症に関する相談窓口

相談窓口

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

月～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者のみなさまを支える機関です。

また、「認知症総合相談窓口」として、認知症に関するさまざまな相談に対応するほか、医療・介護の専門職と専門医で構成された「認知症初期集中支援チーム」により、認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います。

中川区東部いきいき支援センター

八幡本通2丁目27 コーポ中野1階

TEL 354-8343
FAX 354-8341

担当学区 愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡



中川区西部いきいき支援センター

小城町1丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内

TEL 352-8258
FAX 353-5879



中川区西部いきいき支援センター分室

春田4丁目119 プリマヴェーラ1階

TEL 364-7273
FAX 364-7271

担当学区 赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正



中川区役所 福祉課 TEL 363-4327

富田支所区民福祉課 TEL 301-8376

中川保健センター保健予防課 TEL 363-4465

中川区では、区役所、保健センター、いきいき支援センター、医療機関、介護サービス事業所、地域団体、住民ボランティアなど、認知症の人とその家族に関わるすべてのみなさんと、「誰もが認知症になんでも安心して暮らせるまち なかがわ」を目指し、ネットワークづくりを進めています。

発行／中川区地域包括ケア推進会議 認知症専門部会

※平成30年12月31日時点の情報をもとに作成しています。

誰もが、認知症になんでも安心して暮らせるまち なかがわ

中川区 認知症のしおり

（中川区 認知症ケアパス）



名古屋市では、現在、概ね高齢者の10人に1人（約10%）が認知症で見守りが必要な方がいると推計されています。認知症は誰もが成り得る身近な脳の病気です。

私たちのまち中川区では、認知症になんでも誰もが安心して暮らせるよう様々な取り組みが実施されています。

このしおり（中川区認知症ケアパス）では、ご自分やご家族、ご近所の方が認知症になった時に、認知症の進行に合わせて、いつ、どこでどういった医療・介護サービスを利用ができるのか、具体的な機関名やケア内容等を紹介するものです。

認知症の進行に合わせた「家族の心がまえ」や「ケアのポイント」 P2、3

認知症の専門医療機関、もの忘れ相談による専門相談 P4

認知症の方を介護する家族・本人同士の交流の場、学習の場 P5

認知症の予防の場、仲間づくりの場 P6

介護保険サービスなどを利用するには P7

まずは、お気軽にご相談ください。認知症に関する総合相談窓口 P8

認知症の進行に合わせた 「家族の心がまえ」や「ケアのポイント」

認知症の進行 ご本人の様子	健康	認知症の疑い	ひとりで生活ができる	見	守りが必要	手助け・介護が必要	常に介護が必要
	●もの忘れが気になる ●お金の管理や買い物、書類の作成などはおひとりでできる	●もの忘れにより生活しづらさがある ●日付や時間がわからなくなる ●買い物やお金の管理にミスが見られる ●日常生活はなんとか行っている	●買い物や ●服薬管理 ●電話の応の対応が ●道に迷う	お金の管理ができない ができない 対や訪問者 困難 ことがある	以下のことにより手助け・介護が必要になる ●着替え ●入浴 ●食事 ●排泄 ●整容(洗面・歯みがき・化粧)	●車椅子・ベッドでの生活が中心になる ●食事をとすることが困難になる ●言葉による意思表示・理解が困難になる	
家族の気持ち(例)		●否定、年齢のせい、言えばできるはず	●混乱 ●認知症状に振り回	されてしまう、自分だけがなぜ、拒絶	●介護の疲れ	●割り切り ●受容 ●どう看取るのか	
家族の心がまえ	学び、理解しよう。	仲間をつくる情報収集しよう。	頑張ります	ぎないで!	まずは自分の健康を!	自分自身も褒めてあげましょう!	
ケアのポイント	気づき～相談 ●いきいき支援センターやかかりつけ医に相談 ●近所のサロンに顔を出す	介護保険の申請等 ●介護保険を申請 ●薬による治療 ●役割や社会参加の機会をもつ	日常 ●介護保険 ●行動心理	的支援、行動心理症状や身体合併症への対応 サービスの利用 ●地域での見守り、支えあい 症状などは、認知症専門医療機関へ	さらなる介護方針の検討 ●介護保険サービスの利用 ●在宅での診療、看護 ●穏やかに苦痛なく過ごす		
本人・家族を支援する主要な制度やサービス等	相談窓口 いきいき支援センター・認知症初期集中支援チーム(P.8)	居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)	一)(P.7)	トステイなどの介護保険サービス(P.7)	高齢者おかれり支援事業(P.7)	グループホーム(P.7)	特別養護老人ホーム(P.7)
	家族支援 もの忘れ相談(P.4) 家族サロン、家族教室、家族交流会、認知症カフェ(P.5)	ホームヘルプ、デイサービス、ショート					
	介護福祉 かかりつけ医 認知症疾患医療センターなどの専門医療機関(P.4)						
	医療 地域での見守りや支えあい活動、民生委員、認知症サポーター 権利擁護・財産管理、成年後見制度(P.7)	はいかい					
	生活支援 趣味や特技を活かせる場、はつらつ長寿推進事業(みつば会)、いきいき教室(P.6) 地域での交流の場(P.6)						
	予防 自宅						
	住まい						

この表は、アルツハイマー型認知症の進行と主な症状をもとに作成しています。認知症の原因となる疾患やお身体の状況などにより経過は異なりますが、今後を見通す参考にしてください。家族や周囲の方が、認知症を理解し、進行に合わせて対応していくことが大切になります。

予防

認知症予防には、趣味を楽しんだり、人と話したりして脳を活性化させることや、食生活の改善、運動不足の解消など生活習慣を見直して生活習慣病を予防にすることも効果的です。

高齢者はつらつ長寿推進事業(みつば会)



65歳以上の方を対象に、体操や栄養、認知症に関する学習などのプログラムを通じて、いつまでも元気に暮らせるヒントを学べます。

- 会 場：区内16カ所。コミュニティーセンターなど。
- 開催期間：①4月～9月 ②10月～3月の6ヵ月間 週1回 2時間
- 参 加 費：無料（材料費等の実費を負担していただくことがあります。）
- 定 員：一會場あたり23名 ●申込時期：①2月頃 ②8月頃
- お問合せ：中川区社会福祉協議会 TEL 352-8257

いきいき教室

保健センターでは65歳以上の区民の方を対象に、いきいきと元気に長生きしていただくための介護予防教室を開催しています。

このほか認知症講演会、皆さんの身近な場所で保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が健康講話等を行います。

- お問合せ：中川保健センター保健予防課（P.8）



地域での交流の場のご紹介

中川福祉会館

趣味講座や軽スポーツ、ゲーム、健康体操などを行ない、趣味を広げたり、心身の活性化を図ることができます。また、憩いの場として同世代の方と交流ができたり、入浴や生活相談を行なうことができます。

福祉会館では、高齢者やその支援者を対象に認知症予防教室を行い、認知症予防の知識や活動の普及啓発をしています。また、認知症予防リーダーを養成し、認知症予防にかかる知識や技術を提供することで、地域の自主的な活動を育成・支援しています。

- お問合せ：八幡本通二丁目40 TEL 351-9121

ふれあい・いきいきサロン

- 対 象：どなたでも利用可
- 内 容：高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる住民主体のいこいの場です。
- 実施場所：区内各所

※詳しくは中川区社会福祉協議会のホームページのほか、区役所、保健センター、中川区社会福祉協議会、いきいき支援センターなどで閲覧可能

その他、コミュニティーセンターでも様々な催しが行われています。

介護福祉

生活支援

介護保険サービス



訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)など在宅で利用できるサービスや介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)に施設入所するなどその方の状況にあった様々なサービスが利用できます。

なお、これらを利用するためには要支援・要介護認定が必要となり、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)やいきいき支援センターが認定の代行申請やサービス利用のお手伝いをさせていただきます。

また、基本チェックリスト判定により事業対象者となった場合、介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。

- 申請窓口：中川区役所福祉課・富田支所区民福祉課（P.8）

- 対 象：65歳以上の方（認知症など特定疾病の場合、40歳以上から申請可）

日常生活自立支援事業

認知症などの理由で判断能力が不十分となり、金銭管理サービスや財産管理サービス、また福祉サービスの利用援助をさせていただくことができます。

お問い合わせ：名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所

市内にお住まいの高齢者の方や障害者の方で、生活相談と法律相談に応じることができます。
熱田区千代田町20-26（知的障害者センターサンハート内）TEL 678-3030
または、中川区東部・西部いきいき支援センター（P.8）まで。

成年後見制度

認知症などの理由で判断能力が不十分となり、自分で財産管理や契約、遺産相続などを行なうことが難しくなった方の権利を守り、支援する制度です。

お問い合わせ：名古屋市成年後見あんしんセンター

成年後見制度に関する無料相談に弁護士や司法書士、社会福祉士が対応します。
北区清水四丁目17-1 総合社会福祉会館5階 TEL 856-3939
または、中川区東部・西部いきいき支援センター（P.8）まで。

はいかい高齢者おかれり支援事業



認知症の方が外出して自宅に戻れなくなった場合、その方の身体的特徴やいなくなったら時の服装などの情報を「おかれり支援センター」という協力者（地域住民や介護保険事業所、行政機関など）にメール配信し、捜索の協力を呼びかける事業です。対象は市内にお住まいで徘徊の恐れがある認知症の方です。事前登録が必要で、受付窓口は登録希望者の居住地を担当するいきいき支援センターです。